

平成31年第3回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年3月26日
13時30分～14時55分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

平成31年第3回海老名市農業委員会定例総会

平成31年3月26日「平成31年第3回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

1番 鈴木 守 2番 加藤 晃 3番 清水 澄雄 4番 瀬戸 正己
5番 小島 富士男 6番 平井 敬 8番 竹内 章人 9番 尾上 富夫
10番 井出 彰 11番 木島 稔 12番 森 征男 13番 齋藤 孝一
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は4名で次のとおりである。

16番 塩脇 勉 17番 新戸 和夫 19番 宮台 孝治 20番 細川 英治

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、 主査 加藤 謙次、 主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3 議案第13号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4 議案第14号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第5 議案第15号 農用地利用集積計画（案）について
日程第6 議案第16号 「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見（案）」について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- (6) 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後1時30分）

ただいまの出席委員は、13名でございます。また、農地利用最適化推進委員の4名の出席をいただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定によりまして議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、2番委員と3番委員を指名させていただきます。

それでは、4. 報告事項の3ページから5ページまでの（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、ご質問等がありましたらお願い申し上げます。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 なければ、この程度にさせていただきたいと思います。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を認めます。傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めさせていただきます。

これより5の付議事項に入ります。

機械は、耕運機 2 台、田植機 1 台、トラクター 1 台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められております農地法第 3 条第 2 項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 報告いたします。昨日、現地パトロールに行つてまいりました。現状は農地として田んぼと一部畑がございますが、きちつと耕作されておりますので、問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、今の件に関しまして、質疑のある方。いらつしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いられませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。受付番号 1 2 について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よつて、承認とさせていただきます。

次に、議案書 7 ページ、日程第 2、議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 3 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地法第 5 条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号 3、申請地は、社家字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■

あとは、変わらないと思いますが、昨日、ちょっと見まして、9号水路ということで、これがメイン水路になっておりますので、そのところにコンクリートの擁壁ができるということで、そこが1段、くぼんでしまうので、きのう、事務局のほうにお願いいたしまして、最初の許可がおりるときに、土をそこも埋めてもらいたいということをお願いいたしました。

以上でございます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 今の10番委員のご説明と重複する部分があるかもしれませんが、ご説明いたします。

運輸倉庫業を行う■■■■■■■■■■が駐車場を確保するため、農地転用をしたいという申請です。事業計画書及び理由書によると、現在使用している門沢橋の駐車場及び置場が手狭になり、作業効率が悪化していること、また、道路上で車両の入庫待ちをせざるを得ない状況で、近隣に迷惑がかかっている状況であることから、近隣で適地を探していたところ、当該地の地権者と合意が得られたため、申請に至ったとのことです。

資料2-1をご覧ください。農地の立地基準は、第3種農地です。これは、申請地から300メートル以内にJR社家駅が存することから判断できます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

次に、資料2-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地全体を約60センチ、盛り土、転圧し、砂利で舗装しまして、大型車8台、中型車5台、普通車13台分の駐車場を整備します。周囲はRC擁壁で囲い、土どめの頭は10センチほど出るという計画がされております。出入口は、北側の県道1カ所のみであり、7.8メートル幅で設けます。出入口部分には用水路が通っておりますが、ここは既存のU字溝に荷重がかからないように、用水路をまたぐ形でコンクリートの橋をかける計画であり、県道部分については自費工事の承認を受けていることを確認しております。また、外灯は設置しない計画でございます。

次に、雨水排水計画につきましては、申請地を砂利敷きとして、さらに申請地東側、図面の右側に、南北に長さ約70メートルの雨水トレンチ管を埋設し、敷地内浸透処理をするという計画になっております。

次に、周辺農地の排水について説明いたします。図面の左上、申請地の左側の■■■■■と記載がある田んぼについては、今まで南側の田を経由して排水しておりましたが、今回の転用により、南側に排水できなくなってしまいます。このため、申請地西側に暗渠排水管を埋設し、南側の排水路に接続して、排水を確保する計画となっております。

続いて、西側の田との境界の処理について説明いたします。現況は、畔がありますが、筆の境界がこの畔の真ん中あたりにあり、今回の転用により、畔の幅が狭くなるため、耕作しづらくなってしまいます。この点については、図面にも「従前クロ補修復旧」とありますが、隣地に従前と同程度の幅の畔を転用者の責任で設けることとなっております。これにより、周辺の農地への営農には支障が出ない計画となっております。

続きまして、造成計画です。資料2-3をご覧ください。申請地全体が濃く着色されておりますが、これは盛り土をあらわしており、申請地全体を約60センチ盛り土する計画です。また、この図面に断面の箇所が表示されており、上下に㊤、左右に①から③と線が入っております。こちらは断面図に対応しておりますので、図面の右側の断面図をご覧ください。㊤が申請地を南北に、①から③が申請地を東西に切った図面になります。一番上の㊤断面をご覧ください。左側が北で出入り口部分となり、用水路を挟んで県道と隣接しています。用水路をまたいで橋をかける部分のみ、コンクリート舗装となります。断面の右側が南となり、排水路を挟んで道路と隣接しております。南北ともにRC擁壁で土どめをし、擁壁の頭は10センチ出る計画となっております。次に、下の③断面をご覧ください。図面の右側、東側が水路、図面左側、西側が田と隣接しており、東西ともRC擁壁で土どめをし、擁壁の頭は10センチ出る計画となっております。その下、②及び①断面も③と同様の計画となっております。これらによって土砂の流出、崩壊等を防ぐ計画となっ

ております。

なお、先ほど10番委員からのご報告の中にありました東側9号水路の部分と申請地との間のくぼみにつきましては、昨日、転用業者のほうに連絡いたしまして、くぼみについてはきちんと埋めるということで確認がとれておりますので、ご報告いたします。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査副班長の意見をお伺いいたします。8番委員。

【8番委員】 きょう、行ってまいりまして、現地は農地として管理されておりました、問題ないと思います。

以上です。

【議長】 受付番号3について、質疑のある方。

【4番委員】 東側の9号水路、畔の部分で、今回、少しへこんでいるから埋めると言いますが、埋めた後のこの管理は、草刈りとかはどのようなふうにするのかと思ひまして。というのは、この9号水路というのは、かなり使っているみたいですので、そういうような草とかの影響が出ないか心配なんですけれども、どのように、どこが管理するのか。管理自体はわかっていますけれども、通常ですと所有者の方が全部管理していましたが、今後は管理はどこが行うのでしょうか。

【10番委員】 地域としては、こういうところがかなりありまして、春と秋の2回、この通路の両サイド、水路を挟んで東と西については、草刈りを行うということで、現状行っております。ただ、農道が、砂利道のところがこういう開発が進むとどうしても草が生えたり、そういうので、クレームが一部出ているところがございしますが、農政課のほうから年間費用もいただいておりますので、これからどうなるかわかりませんが、できる限りのことは春と秋に草刈りを行うということでやっております。

【4番委員】 今度、生産班のほうに負担がかかってきますから、助成金等、出ていますけれども、あちこち来ると、今後のことを考えると、検討しておかないとうまくないんじゃないかなと思いますので、検討してください。お

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号5について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第4、議案第14号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 本件は、税務署からの調査で、相続税の納税猶予適用後20年が経過することによる納税猶予の特例適用農地の利用状況の確認に対して回答するものです。20年というのは、相続税の納税猶予の申告期限から20年です。平成21年12月14日までに相続を受けた方のうち、市街化調整区域内のみについて農地の相続税納税猶予の特例適用を受けている方は、相続税の納税猶予額は、20年営農を続けることで免除となります。表中の申請面積とあるのは、20年前に相続納税猶予を申請したときの面積です。確認面積については、現在の農地台帳における面積です。

受付番号1、相続人は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■■、相続開始年月日、平成10年10月16日、特例適用農地の明細ですが、大谷南■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田で、合計、■■■■■■■■平米となります。こちら、事務局で3月15日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりましたので、特に問題はないと思われま

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

案書のとおりです。全て市街化調整区域内の畑で、合計、■■■■■平米です。こちらも事務局で3月15日に現地調査をいたしました。農地として適正に管理されておりました。特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号4、相続人は、中河内■■■■■■■、■■■■■、相続開始年月日、平成11年2月7日、特例適用農地の明細ですが、中河内字■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■■平米、ほか16筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田畑で、田、■■■■■平米、畑、■■■■■平米、合計、■■■■■平米です。こちらも事務局で3月15日に現地調査をいたしました。農地として適正に管理されておりました。特に問題はないと思われま

以上でございます。

【議長】 事務局から提案説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、日程第6、議案第16号「2020年度農林業施策並びに予算に関する要望(案)」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見(案)」についてを議題といたします。

これにつきましては、3月7日に農地小委員会を開催していますので、農政小委員会委員長の6番委員から、審議の経過の報告をお願いいたします。

【6番委員】 3月7日、平成31年第1回海老名市農業委員会農政小委員会を開催しました。議案のとおり、「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望(案)」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見(案)」について、まとめさせていただきました。内容につきましては事務局からご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

【議長】 事務局、詳細説明をお願いいたします。

【次長】 それでは、「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望(案)」及び「2020年度県農地等利用最適化の推進に関する意見(案)」について、詳細説明をさせていただきます。

既に委員の皆様におかれましては、1月の定例総会時に案件としてご提示させていただきまして、2月の定例総会時まで意見として集約させていただいたところでございます。それをもちまして、3月7日に農政小委員会を開催させていただきましたところ、その内容を取りまとめさせていただいた内容をご説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料3をご覧になっていただきたいと存じます。説明に入る前に、2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望(案)につきまして、この箱の3段目でございます「理由」の箇所でございます。

一部記載が漏れているところがございます、追記のほうをお願いしたいと存じます。「負担となっているため、生産緑地と同様に、固定資産税の軽減措置を検討願いたい。」です。以上、追記のほうをお願いしたいと存じます。

それでは、海老名市2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望（案）につきまして、取りまとめさせていただきました内容を読み上げて説明にかえさせていただきますと存じます。

「意見・要望事項」、(1)「次の農地についても相続税納税猶予制度の特例対象農地等とすること。①畜舎、農業用倉庫等の農業用施設用地、②市民農園及び学童農園の用に供する農地」、「理由」といたしまして、「規模拡大が制約される都市農業において、施設を利用した集約的な経営を更に展開させていくために畜舎等も温室と同様に納税猶予制度の適用を認めていく必要がある。また、市においては、遊休農地等の解消として、市民農園や学童農園を開設しており、公共性が高いので、同様の配慮をする必要がある。」

(2)「市街化調整区域内農地及び生産緑地の納税猶予の適用を受けた場合、終身営農が条件となっているが、免除期限を20年とすること。」、「理由」といたしまして、「市街化調整区域内農地は猶予免除後も転用のための権利移動の制限があり農地としての保全が確保されているため。」でございます。

(3)「都市近郊農業振興のために、市街化区域農地の保全は不可欠であるため、生産緑地法の一部改正による緩和と共に、一般市街化区域内の農地に関しても固定資産税の軽減を図ること。」、「理由」といたしまして、「平成29年4月に生産緑地法関係が改正され、①一律500㎡の面積要件の緩和（条例で下限300㎡まで） ②直売所、農家レストランの設置が可能 ③生産緑地買取可能となる申出始期の延長（30年経過後、10年ごと延長可能）が挙げられた。一般市街化区域内の農地においては、宅地並課税が重い負担となっているため、生産緑地と同様に、固定資産税の軽減措置を検討願いたい。」

(4)「農業後継者が相続する農地に対して、相続税の軽減措置を講ず

ること。」、理由といたしまして、「相続が原因で、農地が分散し経営規模が縮小し、ひいては農家そのものの維持が困難となっている。そのため、少しでも、農業後継者が農地を相続しやすくする措置として、農業後継者が相続する農地に対して、相続税の軽減を検討願いたい。」でございます。

税制改正要望につきましては以上となります。

1枚おめくりになっていただきたいと存じます。2020年度県農業施策並びに予算に関する要望（案）（農地等の利用の最適化の推進に関する意見）でございます。項目といたしまして、「1 農地の保全と有効利用対策について」、「意見・要望事項」でございます。「近年、農地に対し農家以外の法人により仮登記等が設定されており、農地を有効利用する上での支障となっている状況であります。このことから、法人等による農地の仮登記並びに時効取得を制限できるよう法規制の整備を国に働きかけること。」、「理由」といたしまして、「農地保全の観点から、農家以外の方が実質的な所有者になることにより、耕作が行われず農地の遊休・荒廃化が進むことが懸念される。」

(2)「永池川の河川改良は、順次河川改修が予定されておりますが、未だ日時を要するようです。引き続き、河川改修を順次推進していただくよう要望すると共に、その間の暫定として、早期に河原底の土砂を取り除くこと。また、地元の意見をよく聴取し、反映すること。」、「理由」といたしまして、「河川改修されないことにより水田の機能維持ができなくなっており、荒廃農地が増えている。優良な農地を維持することが困難となっている。」

2点目、「担い手・経営対策について」でございます。「意見・要望事項」、(1)「認定農業者」制度について、利子助成の拡充等、県独自の都市近郊型農業支援措置を講ずること。」、「理由」といたしまして、「市の基本構想策定に伴い、「認定農業者」への支援として、国で示されているもの以外に、基本構想達成のための県独自の支援策が必要と考える。」

(2)「県が管轄する農業用水の耕作者への負担金が増加する懸念があるため、今後の処置の検討をお願いしたい。」、「理由」といたしまして、

「左岸土地改良区により敷設された左岸用水の継続的な活用のため、現在耕作者はその使用に当たり10aあたり4,000円の負担金を毎年水利組合に納めています。しかし、耕地が開発により減少する中で、今後負担金の増加が予想されるため。(特に海老名耕地の減少は著しい)」ということでございます。

1枚めくっていただきたいと存じます。「3 農業委員会組織対策について」、「意見・要望事項」でございます。(1)「農地情報公開システムは、農業委員会の法定台帳である農地台帳及び地図を管理する重要なシステムであることから、今後もその維持及び改修に必要な予算の確保について、国に働きかけること。」、「理由」といたしまして、「農地情報公開システムは、農業委員会業務の基幹となるシステムであることから、今後も引き続き必要な予算を講じる必要がある。」

(2)「農業委員会業務の効率化を図るため、利用状況調査や農地利用の最適化のための相談業務等に活用するタブレット端末の整備に対し、必要な予算措置を国に働きかけること。」、「理由」といたしまして、「現場における農業委員会業務の円滑な推進のため、業務のペーパーレス化、電子化が求められるため、必要な予算を講じる必要がある。」

以上でございます。

以上の内容を、2020年度税制改正要望事項につきましては、3月末までに神奈川県農業会議のほうに提出させていただきます。また、2020年度農林業施策並びに予算に関する要望の農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、4月末までに県央地区農業委員会のほうに提示させていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

【議長】 事務局から説明が終わりました。一括して質疑、意見等をお願いしたいと思っておりますが、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見等がございませんので、採決をさせていただきますが、採決

て、ここでは一応来年の3月ですか、これ、1年1年の更新というような話を聞いていますので、3年か4年かかるというような状況であります。また、この現況につきましては、図面、反対になっているのですが、北側のほうは市の駐輪場、南側が道路ということで、他の農地に関しての影響はないと思われ、特に問題ないと思います。ただし、塀をつくるということで、西側のほうが排水用水路になっているのですが、この草の管理は市でちゃんとやっていただかないと困るということで、その辺だけ道路課のほうに具申しておいてください。よろしく申し上げます。

以上です。

【議長】 受付番号1、2については、関連がありますので、質疑のほうも一括でお願い申し上げます。また、了承のほうも一括でお願いしたいと思いますが、質疑のある方、いらっしゃいますか。

【4番委員】 西側の用水路というか、これは排水路なのですが、排水路に積んだ場合、残土を置いた場合、こっち側の囲いはしないのかな。

【主査】 申請地は西側の水路のところも含めまして、全て仮囲いで囲うというふうに聞いております。

【4番委員】 この排水路はやわらかいので、倒壊するおそれが全部ありますので、その点、注意するようにお願いいたします。

【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますので、それでは、受付番号1、2について、一括で了承としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書17ページでございます。農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号2、3について、関連がありますので、一括して事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 農地の使用貸借の期間途中の解約のときには、農業委員会に届け出をし

から8までの5件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書18ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成31年2月1日から平成31年2月28日までです。その期間の間に届け出がされたものが記載されております。受付番号4から5までの2件、田、0平米、畑、643平米、合計、643平米です。

続きまして、議案書の19ページから20ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成31年2月1日から2月28日までの間に届出がされたものです。受付番号4から8までの5件で、田、0平米、畑、3,030平米、合計、5件で、3,030平米です。以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明が終わりました。質疑のほうも一括で受けたいと思えます。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、受付番号4、5の2件と、受付番号4から8までの5件について、一括して了承とさせていただきたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書21、22ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

ている様子です。このことから、農業委員会のほうにあっせん依頼が来ているところではございますが、委員のほうで現在ここの申請地を耕作している方に心当たりがあった場合には、事務局へご連絡いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【議長】 受付番号2について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号2について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 それでは、議案書22ページをご覧ください。受付番号3、権利を取得した者は、本郷■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は、平成30年1月12日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、ほか16筆、議案書のとおりです。

以上でございます。

【議長】 受付番号3について、事務局から提案説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 なければ、受付番号3について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書23ページ、(5)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを案件といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農業委員会等に関する法律第37条では、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、適切な方法により公表しなければならないと定められております。これに基づき、平成30年度の活動の点検・評価（案）及び平成31年度の活動計画（案）を作成しましたので、報告いたします。

資料6をご覧ください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございますが、大変申しわけありません、（案）の表記が漏れておりました。お手数ですが、表題の最後に（案）の記載をお願いいたします。こちらの内容については、主要なところのみ、読み上げさせていただければと思っております。

初めに、「Ⅰ 農業委員会の状況」というところは、国が行っている統計調査の情報等に基づく数字が記載されております。平成30年4月1日現在の数字ですので、昨年3月に活動計画を作成したときと同じ数字が入っております。

1枚おめくりください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。国の考え方においては、これからの農業は規模を拡大して、効率的で採算のとれるような経営を行う少数の農業者が担うべきで、その効率的な経営を行う農業者へ農地を集積していく必要があると考えられております。また、そのような農業者は、基本的には認定農業者の認定を受けているものであると考えられているようです。平成25年度の時点で全国的な担い手への集積面積は50%と言われておりました。これを平成35年には80%に引き上げたいという計画が、平成25年に決定されております。海老名市では、ここで言う担い手の定義に当てはまるのは認定農業者のみとなっております。この集積面積は認定農業者、現在、56経営体おりますが、その認定農業者の市内の耕作面積のことで、平成30年3月時点では合計92.4ヘクタールでございました。この面積が94ヘクタールになるように目標を立てておまして、平成31年3月現在では、実績としては95ヘクタールでしたので、目標は達成しております。評価としましては、今後も農地の貸し借りにつ

いて情報把握に努め、利用権設定事業に引き続き取り組むという案を作成しております。

右側のページ、「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。全国的には、新規就農者や農業以外の法人の参入も積極的に促進していて、何とか農地を維持しようという考え方がございます。海老名市では、平成30年度、新しく10アール以上の規模で農業に参入した方は1名でした。評価の案として一番下に記載がございますが、「更なる情報収集に努め、必要なタイミングで情報提供ができるよう備える」としております。

1枚おめくりください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。平成29年度に農業委員会が行った農地パトロールで荒廃農地であると確認した農地は1.2ヘクタールありました。以前の総会でご報告させていただいていますが、平成30年度の調査結果では、これが1.3ヘクタールでしたので、結果的に0.1ヘクタール増加したということが記載してあります。もともと市内の荒廃農地率は全国的に見ても非常に少ない割合となっておりますので、その維持が課題かと考えられます。

中段には、皆さんが行った農地パトロールの概要の記録が記入してあります。

一番下の行に記載がありますが、評価の案としましては、「管内の遊休農地は多くないため、遊休農地に増加がみられた。今後も引き続き遊休農地解消に向けて遊休農地所有者等へ指導する」、「地区担当委員が担当地区を責任をもって調査し、土地ごとの実情に応じた活動ができたが、個別的な事情による耕作放棄があった。今後の対応策を検討したい」という評価としております。

続いて、右側のページ、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」をごらんください。こちらについては、現在、正式に把握している市内の違反転用地というものはございませんので、0という数字が入っております。

1枚おめくりください。このページから、農業委員会事務の点検でございます。「1 農地法第3条に基づく許可事務」の表には、農地法第3

条の許可申請案件が、平成30年4月から、先ほど今月までご審議いただきました3月までの間に28件ありまして、法令に基づいて1件ずつ審議を行った旨が記載されております。

同じページの下の表には、市街化調整区域内の農地転用の許可申請が、4月から今月までで7件審議をいただいております、1件ずつ法令に基づいて審議をした旨が同じく記載されております。

次のページをご覧ください。「3 農地所有適格法人からの報告への対応」という表では、農地所有適格法人、これは改正前は農業生産法人と呼んでいた法人ですが、毎年行わなければならない農業委員会への報告を海老名市では確実に出していただいていること、下の「4 情報の提供等」という表では、法令に基づき、賃借料などの農地情報を調査し、公表しているということが書いております。

1枚おめくりください。こちらのページには、法令に基づき、議事録を公表しているということや、農業者の代表者として市や県へ意見を提出しているということが記載されております。

以上が平成30年の海老名市農業委員会の活動についての点検・評価(案)でございます。

以上で説明を終わります。

【議長】 事務局から説明が終わりました。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、今の案件につきまして了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、了承とさせていただきます。

続きまして、(6)平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを案件といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、資料7をご覧ください。平成31年度の目標及びその達成に

向けた活動計画（案）でございます。こちらにつきましても、事務局で案を作成しましたので、ご審議いただきたいと思っております。

1 ページ目、「I 農業委員会の状況」には、農業委員会の情報として、国の統計等で出ている統計的な情報を記載しております。この中で農林業センサスというものに基づいて記入しているものもあるのですが、こちらは5年に1度の調査でございますので、昨年と数字が変わっていないというところもございます。

同じページの下、「2 農業委員会の現在の体制」の部分ですが、こちらは平成31年4月1日現在のものになりますので、新体制の委員の情報が入っております。

1枚おめくりください。「II 担い手への農地の利用集積・集約化」という項目です。現在、95ヘクタールである担い手、認定農業者への市内の集積面積が97.5ヘクタールとなるような農地の利用集積を進めていくという目標でございます。

また、下の段は新規参入者についての計画です。海老名市においては、新規参入希望が多くなく、また、希望する条件に合う農地の出し手がなかなかいない、基本的に農家同士での貸し借りが進んでいるという状況から、農地は地域の担い手に集積していただくことを第1とするという計画を立てております。

次に、資料右側、「IV 遊休農地に関する措置」をご覧ください。平成30年度の調査では、海老名市の遊休農地の総面積は約1.3ヘクタールでした。これが31年度の調査結果では0.3ヘクタール少なくなるよう、遊休農地の地権者等へ働きかけを行っていくという計画案を作成しております。

また、下の段ですが、先ほどと同じく、公式に把握している違反転用の情報はございません。違反転用を把握したときには、是正に向けて働きかけを行っていくということになります。

以上が事務局で策定した活動計画の案でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【議長】 説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。

【事務局長】 ありません。

【4番委員】 先ほどもありましたけれども、駐車場とか、転用になった場合の用水路とかのああい管理、4条の場合でしたら、直接その所有者に言いますけれども、5条関係の場合だと協力をしてもらうような方法をとってほしいと思っているのです。そうしないと、生産班のほうがそんなにできないですよ。今後についても。今現在もかなり苦情が来ているというか、不満を持っているところが多いので。あと利用集積のときもそうです。同じように協力体制をちゃんととるようにやっていただくようにさせていただきたいと思います。

【事務局長】 今の関係ですけれども、5条ですと、所有権が移りますので、受け手の方には、申請の段階で事務局のほうから、今後の残ったところの管理についても続けるように要望いたします。また、利用集積で、貸し借りの場合でも、借りた側のほうに説明するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

【議長】 ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 平成28年4月1日から36回総会を開きまして、皆さんの熱心な討議をいただきまして、円滑な運営ができました。皆さん、どうもありがと

うございました。

これをもちまして、総会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(終了 午後 2 時 5 5 分)